

寒川町告示 17 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり町道路線の供用を廃止する。

その関係図面は、寒川町都市建設部道路課において、平成 28 年 3 月 2 日から平成 28 年 3 月 17 日まで縦覧に供する。

平成 28 年 3 月 2 日

寒川町長 木 村 俊 雄

供用廃止

路線番号	路線名	起終点	供用廃止区間	供用廃止年月日
10064	倉見 64号線	倉見 1688番 2地先 倉見 627番 地先	倉見 608番 2地先 倉見 627番 地先	平成28年 3月 2日
10071	倉見 71号線	倉見 660番 地先 倉見 668番 地先	倉見 661番 2地先 倉見 668番 2地先	平成28年 3月 2日
10071	倉見 71号線	倉見 660番 地先 倉見 668番 地先	倉見 646番 11地先 倉見 646番 3地先	平成28年 3月 2日
10075	倉見 75号線	倉見 621番 1地先 倉見 631番 地先	倉見 627番 3地先 倉見 631番 地先	平成28年 3月 2日
10076	倉見 76号線	倉見 608番 2地先 倉見 581番 1地先	倉見 608番 2地先 倉見 581番 1地先	平成28年 3月 2日
10077	倉見 77号線	倉見 572番 地先 倉見 581番 2地先	倉見 572番 2地先 倉見 581番 2地先	平成28年 3月 2日